

月報私学

2020
5
VOL.269



とよはるこども学園は、埼玉県春日部市にあります幼保連携型認定こども園です。豊春幼稚園としての52年間の歴史に幕を閉じ、令和元年より新たにスタート致しました。0～2歳児の乳児棟を建設し、これまで以上に安心安全で楽しい保育を提供して参ります。

写真提供 学校法人 豊春学園 とよはるこども学園 (埼玉県春日部市)

CONTENTS

- 特集 新型コロナウイルス感染症への対応 2
- 私学事業団融資のご案内 4
- 「令和2年度 学校法人等基礎調査」のご案内 7
- 令和2年度の年金額／雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をされた人へ 8
- 国民年金第3号被保険者にかかる手続き／報酬等の電子媒体による報告をご利用ください／「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にかかるマイナンバーの記入漏れに注意してください 9
- 共済定期保険・積立共済年金 令和2年度前期募集 10
- 管理運用の方針(基本ポートフォリオを含みます)を変更しました／ヘルスケアポイントの利用案内／様式用紙等の請求方法 11
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します 12
- 学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください／私学共済ホームページのログインページのご案内 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 16

特集

新型コロナウイルス感染症への対応

私学事業団は、4月7日に緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止を優先することとし、当分の間、職員の在宅勤務の強化を図りつつ業務を継続します。

このため、共済業務では加入者証等の発行、被扶養者の認定、給付金等(傷病手当金、年金等)の審査決定等、並びに各種お問い合わせの対応等については、通常よりも時間を要します。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。各業務の事務の取り扱いについては、随時私学事業団ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

学校法人基礎調査関係

私学経営情報センター 私学情報室

対象：大学・短大・高専法人
基礎調査の第1回目提出期限を令和2年6月30日(火)に延長します。
※提出期限に変更等がある場合は、電子窓口にてご案内します。

補助金関係

助成部 補助金課

例年開催している私立大学等経常費補助金説明会は、新型コロナウイルス

の影響により、本年度は中止します。

資格関係

業務部 資格課

「資格取得報告書^{DL}」等の各種書類の提出は、当該事実があった日から一定の期間内に行うこととされていますが、新型コロナウイルスの影響によりやむを得ない状況である場合等については、遅延を認める場合があります。遅延理由書(任意書式)を添付のうえ、各種書類を提出してください。

掛金等関係

業務部 掛金課

新型コロナウイルスの影響により、一時的に掛金等を納付することが困難な場合は、学校法人等の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限って、掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付を猶予します。納付の猶予は、文書により掛金課へ申し出てください。

短期給付関係

業務部 短期給付課

● 高齢受給者証・限度額適用認定証等

の発行

(1) 各種証書等の発行について
左記の通常処理期間よりも時間を要します。

▼ 通常処理期間…本事業団受付後、1～2週間程度

・ 高齢受給者証(再発行)

・ 医療費のお知らせ(再発行)

▼ 通常処理期間…本事業団受付後、2～3週間程度

・ 特定疾病療養受領証

・ 一部負担金等免除証明書

・ 限度額適用認定証(以下「認定証」といいます)

(2) 認定証の継続申請

認定証は必ずしも継続申請しなければならぬものではありません。このため、継続申請により新たに認定証の発行を受けても、すぐに利用する予定がない場合は、当分の間、申請を控えていただくようお願いいたします。

(3) 認定証の新規申請

今後の状況によっては希望どおりに届けることが困難となることも予想されます。医療費の支払いまでに認定証の交付が間に合わなかった場合は、いったん医療費の支払いをしてください。後日、自動的に付加給付金と合わせて高額療養費を支給します。このため、最終的な自己負担は認定証を提示した場合と変わりません。

● 請求書による短期給付の決定及び支給
通常は、請求書受付から給付金送金

までに1か月ほどかかりますが、2～3か月を要することが見込まれます。

● 傷病手当金の支給

加入者が新型コロナウイルス感染症による療養のために学校法人等を含め、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。ただし、事業所内に感染者が発生したことによる事業所全体の休業や、近親者の感染に伴う本人の判断による休暇取得については傷病手当金の支給対象となりません。

・ 検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定された場合は、自覚症状の有無にかかわらず、陽性判定以降は、労務に服することはできないものとして傷病手当金の支給対象となります。

・ 発熱等の自覚症状があるため自己の判断により自宅待機していた期間は、療養のため労務不能な期間として、傷病手当金の支給対象となります。ただし、自覚症状がない場合や医師の意見等を参考に本事業団が労務可能と判断した場合についてはその限りではありません。

・ 法律等に基づかない使用者の独自の判断により、一律で出勤停止にする場合のように、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、使用者は休業期間中の休業手当を支払わなければならないとされています。

詳細は、厚生労働省ホームページ新型コロナウイルス対策関連の情報より確認してください。

年金等給付関係

年金部

年金を受けている人で次の届書が必要な場合、誕生日の属する月の末日を提出期限として提出をお願いしますが、提出の遅延や未提出の場合は、年金の支払いが一時止まることとなります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2年2月末以降に提出期限がある次の届書（2月以降に誕生月がある人の届書）の提出がなかった場合でも、当分の間、年金の支払いを止めないこととなりました。

対象となる届書

- ・ 現況届
- ・ 障害程度再認定調査票及び再認定に係る診断書

福祉事業関係

福祉部 保健課

●人間ドック利用費用補助

人間ドック基準検査項目の呼吸機能検査については、当分の間、未実施であったも補助対象とします。

●総合運動場

2年5月6日（水）まで利用を休止

します。なお、今後の感染状況に応じて、休止期間が変更となる場合があります。

●積立共済年金

積立共済年金の掛金の振り替えが3か月できない場合は、自動脱退の扱いとなりますが、申し出により2年9月までの掛金の払い込み猶予を実施します。

猶予期間内（2年9月7日振り替えまで）であれば、未納期間分の払い込みを行うことで継続することができま

●共済定期保険

・ 新型コロナウイルス感染症による死亡保険金及び入院給付金を請求する場合で書類が整わないときは個別に対応します。

・ 保険料の払い込みについて、申し出により延長できる場合があります。

共済定期保険専用フリーダイヤル

☎0120（716）267
（平日9時～17時15分）

●アイリスプラン（年金コース）

詳細は、専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。

教職員生涯福祉財団サービスセンター
専用フリーダイヤル
☎0120（844）022
（平日9時～17時15分）

直営宿泊施設関係

施設部 管理課

本事業団直営宿泊施設の宿泊所・保養所（各ガーデンパレス・金沢宿泊所を除く）の7施設については、2年5月31日（日）まで休館とします。

また、『しがくのやど』ポイントカードについては、2年3月末日までに発行済みのものに限り有効期限を1年間延長する取り扱いとします。

詳細は、各宿泊施設のホームページでご確認ください。

任意継続加入者関係

業務部 掛金課

新型コロナウイルスの影響により、納付期限までに任意継続掛金の納付が困難な任意継続加入者は、その旨を文書でお知らせください。

任意の用紙に、①任意継続加入者番号、②氏名、③住所、④署名・捺印、⑤期限までに納付が困難な理由を記載のうえ、本事業団まで郵送で提出してください。

相談窓口業務

広報相談センター 相談班

相談窓口への来所はご遠慮ください（ガーデンパレス共済業務課を含みます）。

●届書の提出・証明書等の交付申請

郵送にてお願いします。来所された場合でも、共済事業本部1階受付での書類の受け取りのみとさせていただきます。受け取り時に添付書類等の確認はできませんので、ご了承ください。

●相談・お問い合わせ

お電話にてお願いします。例年4、5月は混雑するため非常につながりにくくなることが予想されます。あらかじめご了承のうえおかけください。現在の状況を鑑み、お急ぎでない場合は、極力ご遠慮くださるようお願いいたします。

連絡会・研修会等の中止

広報相談センター 相談班
福祉部 保健課

次の連絡会・研修会等は中止となりましたのでお知らせします。

- ・ 令和2年度 第1回 事務担当者連絡会（6月開催）
- ・ 令和2年度 第1回 事務担当者研修会（7～8月開催）
- ・ 令和2年度 生涯生活設計セミナー（共済業務課主催）
- ・ 令和2年度 前期 地域事務担当者向け説明会
- ・ 令和2年度 前期 加入者向け説明会

※掲載内容は、状況により変更となる場合があります。

私学事業団融資のご案内

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して、融資を行っています。長期、固定金利（完済まで契約時の金利で固定）、元金均等返済（元金の減少が早く元利均等返済よりも総返済額が少ない）が特長です。原資は国の財政融資資金、私学共済の年金積立金などです。

融資の対象となる事業、融資金利などは本誌16頁下段の一覧表をご覧ください。

ここでは、融資事務の流れと融資審査の視点についてご案内します。

融資事務の流れ

融資のご相談からご契約、資金の振り込みまでは、次の流れになります（アルファベットは次頁に対応）。

新規融資のご案内とご相談

本事業団資金の借入れを希望される法人には、事業の概要、資金計画などを記入していただく「融資相談シート」を送付します（A）。この「融資相談シート」を作成いただいたうえで、「融資相談会」を実施します（B）。

この相談会は個別相談の形式により、「融資相談シート」の記載内容について

確認し、併せて本事業団から融資の要件などをご説明します。事業内容、資金計画などが融資要件にかなう場合は、借り入れに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。なお、事業内容が簡易な場合は、相談会を省略することがあります。

ご相談は随時承っております

事業内容や資金計画、返済計画などについて、随時ご相談に応じています。新たな借入希望がありましたら、下記の問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

融資申込書類のご提出

融資の申し込みが決まりましたら、資金交付ご希望の3か月前を目途に、本事業団所定の「資金借入申込書」に資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、連帯保証人などに関する書類を添付して、本事業団に提出してください（C）。ただし、東京都以外の道府県の中等教育学校・高等学校・中学校・義務教育学校・小学校・幼稚園・認定こども園・専修学校などの事業については、道府県の主管課への提出となります。

事業内容を確認するために必要な書類（工事請負契約書、土地売買契約書など）は、同時又は整いい次第、本事業団へ直接提出してください（D）。

融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理した後、法人の資金を必要とする時期に応じて融資審査を行い、融資決定となります（E）。融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会をする場合があります。

ご契約と資金の受け取り

融資が決定した後に、「貸付金決定通知書」を交付します（F）。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしてください（G）。資金の受け取りは、この登記申請手続きを行った後となります（H）。

融資審査の視点

融資審査の視点は次のとおりです。四つの視点の内容については融資相談時にもお尋ねします。

事業の適切性

○事業の目的・内容が適正であること
○市中金融機関又は本事業団からの借入金の借り換えでないこと

資金計画の妥当性

○借入金の償還に支障がない資金繰りであること

償還の確実性

○償還開始以降、毎年度の経常収支差額が確実に見込まれること

担保物件・連帯保証人の妥当性

○原則として土地・建物であること
○原則として法人の理事長は連帯保証人であること

その他留意点など

本年度も、危険施設の耐震改築工事、防災関連の補助金対象となった耐震改修工事及び大病院の建替事業について、国の利子助成制度が実施されています。事業団融資を利用し、利子助成制度の要件を満たす場合は、実質的に金利の負担が軽減されます。

また、昨年度より、財務情報をホームページで公表している等の要件に該当する場合は、特例として、新規契約での連帯保証人を免除しています。

詳細につきましては、融資の担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎03(62630)7862～7868

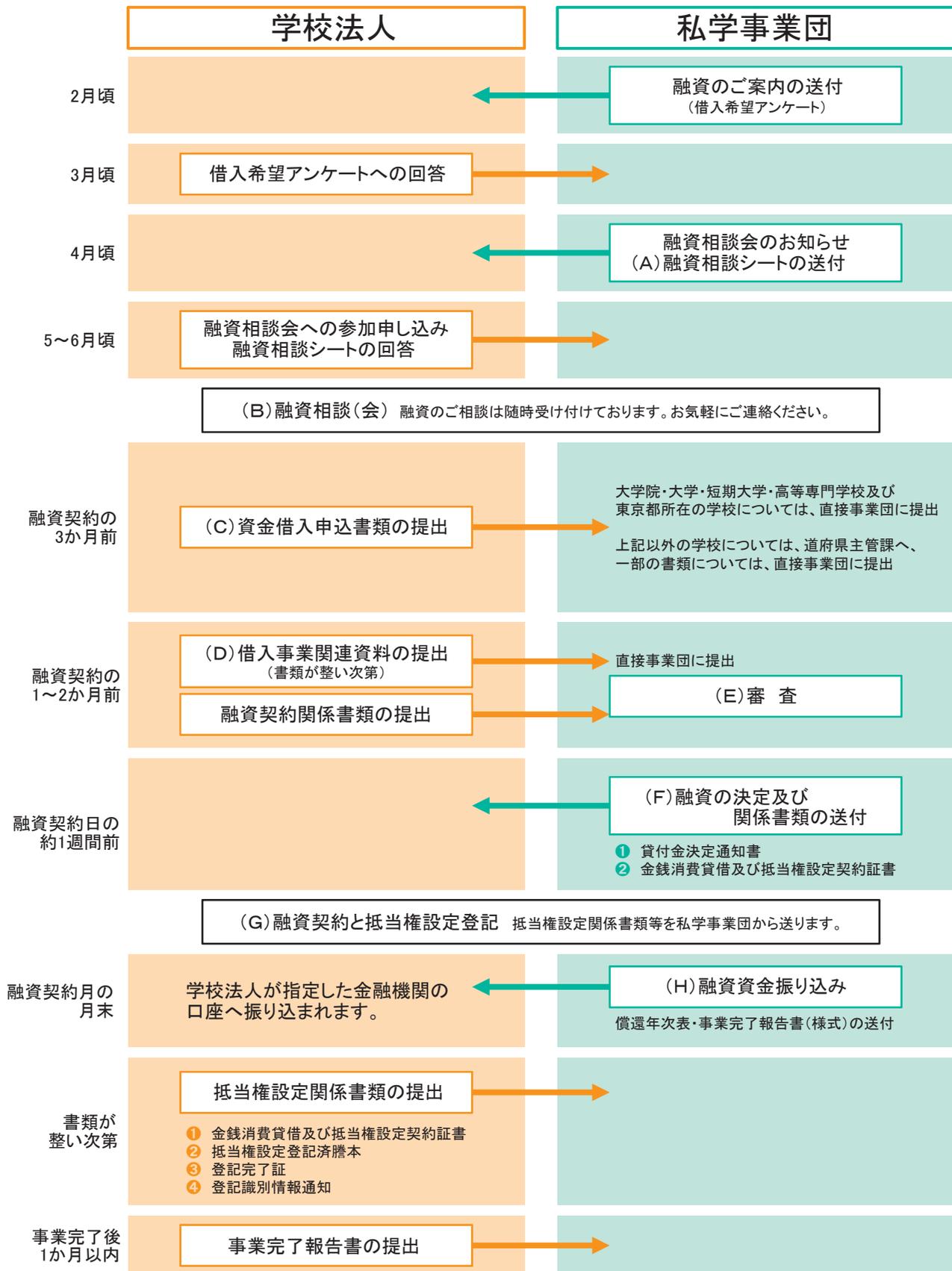
Eメール yushi@shigaku.go.jp

融資事務の流れ

詳しくは、こちらも参照してください。(https://www.shigaku.go.jp/files/s_yushi_guide_2020_03.pdf)

借り入れの申し込みから契約までの事務の流れ

助成業務



■ 私学事業団融資のポイント

融資のご利用に当たっては、下記のとおり留意していただきたい事項がありますので、ご案内します。

融資のチェックポイント	
<input type="checkbox"/> 融資額の算定	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定額…実施事業の規模から算出（事業費の80%以内） ②資産査定額…法人の純資産から算出（前年度決算書を用います） （総資産－総負債）×30% ③担保査定額…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率（80%以内）
<input type="checkbox"/> 金利・ご返済	契約時の固定金利です。元金均等返済です。 返済時期は【元金：年1回（据置期間後） 利息：年2回の後払い】です。
<input type="checkbox"/> 担保物件	①土地（校地）及びその土地の上に存在している建物を担保として提供していただきます。 ②評価するのは、土地のみとします。 ③評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ④抵当権の順位は、事業団のみを第1順位として設定することが条件となります。 ⑤事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。
<input type="checkbox"/> 連帯保証人	原則として学校法人等の理事長又は設置者は、連帯保証人となっていただきます（特例として連帯保証人が免除される場合があります）。
<input type="checkbox"/> 契約・資金交付時期	契約と資金交付は同月に行います。資金交付希望月の翌月までの事業費の支払状況に応じて交付します（申込書を提出していただいてから審査等の期間として、通常2～3か月を要します）。
<input type="checkbox"/> 理事会にお諮りいただく内容	以下について、事業団融資申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①借入申込額について ②担保物件について ③連帯保証人について
<input type="checkbox"/> 主な申込必要書類	①資金借入申込書（含償還計画） ②提供担保物件一覧 ③学校案内 ④前年度決算書・当年度予算書 ⑤建築確認済証（写） ⑥登記簿謄本 ⑦土地公図 ⑧建物図面 ⑨契約書（写） ⑩連帯保証人明細書 ⑪理事会議事録（写） ※その他事業に応じて必要書類が異なります。

助成業務

■ 融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資課）

お借り入れから返済まで、法人所在地域ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

都道府県	担当窓口
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	融資第一係 ☎03(3230)7862～7864
三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第二係 ☎03(3230)7866～7868
FAX 03(3230)8570（融資課共通）	Eメール yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）

「令和2年度 学校法人等基礎調査」のご案内

～私学事業団ホームページの調査票等をご活用ください～

「学校法人等基礎調査」は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者を対象とする、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県のご協力を得て実施しています。

この調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。今年度も引き続きご協力をお願いします。

集計結果は『今日の私学財政』（※）として刊行し、学校法人等にご活用いただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

※『今日の私学財政』には、今回の調査では対象とならない大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人が設置する幼稚園、認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）、専修学校、各種学校の集計データも掲載しています。

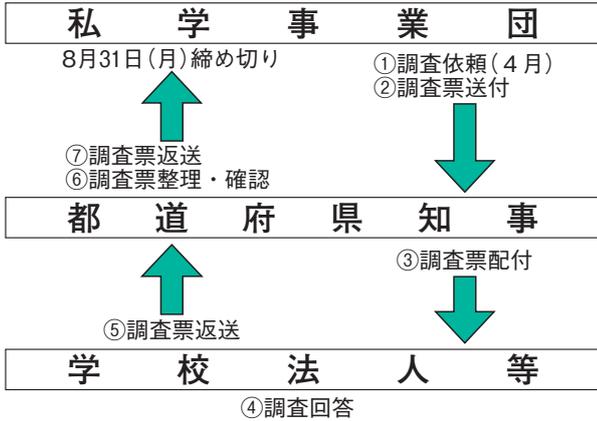
助成業務

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。

なお、この調査内容は、前述の目的以外には使用しません。

調査票の配付・提出の手順



調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の調査票、記入例及び説明書は、私学事業団ホームページからダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出までの流れ

- ① 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス
(<https://www.shigaku.go.jp/>)
- ② 「助成業務のご案内」をクリック
- ③ 「経営支援・情報提供」をクリック
- ④ 「令和2年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- ⑤ 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- ⑥ データの入力、印刷
- ⑦ 各都道府県に1部提出
(都道府県の定めた期限までに提出ください)

調査票は、私学事業団ホームページよりダウンロードした調査票にパソコンで入力、もしくは都道府県から送付された調査票に記入し、ご提出ください。

なお、必ず令和2年度用の調査票をご利用いただき、同説明書の「提出前の最終確認」に従って内容をご確認ください。

いずれの場合も、都道府県へ1部ご提出ください。

大学法人・小学校法人の皆様へ

基礎調査票e-マネージャ・「私学情報提供システム」等の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用いただいている学校法人ポータルサイトにおける、基礎調査票e-マネージャ、私学情報提供システム、電子窓口等については、原則として、終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等で休止する場合は、別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(32330)7840～7844
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

令和2年度の年金額

年金部 年金第一課

年金額は0・2%の引き上げ

令和2年4月1日から、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第101号）」、その他関係政令が施行されました。

これに伴い、令和2年度の年金額等は次のとおりとなります。

年金額

令和2年度の年金額は、前年度から基本的に0・2%の引き上げとなります。

ただし、実際の年金額の計算は、個人ごとの加入者記録や生年月日等に基づいて行うため、個人によって算出結果が異なります（※）。今年度の年金額が、前年度の年金額と比べて必ず0・2%増額になるわけではありません。

改定の考え方

年金額は、毎年度、物価変動率（総務省が発表する年平均の全国消費者物価指数に基づく）や名目手取り賃金変動率に応じて改定することとなっています。

ます。

また、少子高齢化の進行に伴い、公的年金被保険者数の減少率と平均余命の伸び率等を勘案して年金額を自動調整する「マクロ経済スライド」が、併せて導入されています。

原則は、物価水準と賃金水準の変動率を指標として改定されますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、物価の変動率が賃金の変動率より大きい場合は、物価の変動率にかかわらず、賃金の変動率を改定の基準とすることとなっています。

今年度は、物価変動率がプラス0・5%で、名目手取り賃金変動率がプラス0・3%であったため、名目手取り賃金変動率プラス0・3%が改定の基準となります（※）。

また、公的年金被保険者数や平均余命等により年金額を自動調整する「マクロ経済スライド」が適用され、今年度の調整率としてマイナス0・1%を乗じます。

これらのことから、今年度の年金額は基本的にプラス0・2%を基準に改定することとなりました。

※私学共済制度の加入者期間によって

改定の指標が異なるため、年金額が同額又は減額になることがあります。

改定後の年金額の

改定通知書等の送付

改定後の年金額は、「改定通知書」でお知らせしています。改定後の年金額の支給は、6月定期支給（4・5月分）からです。

なお、「改定通知書」が送付されない人には、改めて「決定・改定・支給年金額変更通知書」により改定後の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢（退職）給付の支給繰下げを希望している人は、支給開始の申出をするまで「改定通知書」、「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付されません。

また、「改定通知書」は一斉に作成します。作成した時点で私学事業団が退職を確認できていない人は、「在職中」と表示されます。退職を確認でき次第、改めて在職中の停止を解除した通知を送付します。

「改定通知書」の詳細は、本誌に同封している「共済だより」6月号をご覧ください。

（注）退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が「E」又は「F」の年金）は改定の時期が公的年金とは異なるため、今回は通知の対象ではありません。

雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をされた人へ

業務部 資格課

●受給資格者証の写しを提出してください

雇用保険の待期間及び給付制限期間中のみ認定を受ける被扶養者が、被扶養者認定申請時に「雇用保険受給資格者証」の写しを添付していないときは、交付を受けたら速やかにその写しを私学事業団宛てに提出するようにお願いしています。提出の際は、加入者番号と加入者氏名を写しに記入してください。

雇用保険の受給が始まると、原則として被扶養者の取り消しをするため、受給資格者証の写しにより被扶養者の取消年月日を確認します。提出が遅れ雇用保険の受給が開始されている場合には、遡って被扶養者の取り消しをします。取消日以降に加入者被扶養者証を使用した場合、無資格受診となり医療費等を返還することになりますので注意してください。

●雇用保険の受給を放棄又は延長したとき

事情により雇用保険の受給を放棄又は延長したときは、「誓約書」に雇用保険の給付制限期間中のみ認定を受けている人が、雇用保険の受給を受けないことにしたとき」とその確認書類の提出が必要です。

国民年金第3号被保険者にかかるときの手続き

業務部 資格課

●第3号に該当する人

加入者（65歳未満）に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請を行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者関係届書^{DL}」（以下「第3号届書^{DL}」）も提出してください。

なお、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者になる等）でも、要件を備えていれば第3号になることができます。

●第3号資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を備えた日となります。

ただし、私学事業団の被扶養者認定年月日と第3号の資格取得年月日が異なる場合もあります（事由発生から30日を経過したため、発信日からの被扶養者認定となる場合等）。

第3号の資格取得年月日については、お近くの年金事務所に確認してください。

●海外特例にかかるときの手続き

令和2年4月より第3号についても国内居住要件が追加されました。日本に住み票がなく、海外に居住し

ている配偶者は第3号になることができず、国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当する場合は、「第3号届書^{DL}」により届け出をすることで第3号となることができます。帰国したときも届け出が必要となりますので、注意してください。

●第3号の資格喪失にかかるときの手続き

配偶者が被扶養者の要件を欠いた場合、第3号の資格も喪失します。

配偶者の死亡及び海外居住（海外特例者を除きます）の場合は「第3号届書^{DL}」と「被扶養者取消申請書^{DL}」を提出してください。死亡及び海外居住（海外特例者を除きます）以外の事由、例えば配偶者の就職・収入増、離婚等で被扶養者の要件を欠くときは「被扶養者取消申請書^{DL}」のみ提出してください。

●第3号届書を提出すると

本事業団で受け付けた「第3号届書^{DL}」は、日本年金機構に進達し審査されます。このため、日本年金機構から学校法人等へ照会が入ることがあります。照会に対する回答は直接日本年金機構に行ってください。

なお、本事業団から日本年金機構への進達及び日本年金機構での審査にはおおむね2〜3か月の処理時間を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響しますので、届け出漏れ等がないよう注意してください。

報酬等の電子媒体による報告をご利用ください

業務部 資格課

●電子媒体により報告できる書類

資格関係書類のうち、次の①〜④の書類は、電子媒体（CD・R又はUSBメモリ）での報告が可能です。

- ① 定時決定の「標準報酬基礎届書^{DL}」
- ② 賞与等支給時の「賞与等支給報告書^{DL}」
- ③ 随時改定の「標準報酬月額改定届書^{DL}」
- ④ 資格取得時の「資格取得報告書^{DL}」

●報告する際に利用するツール

電子媒体による報告を利用する際は、私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼資格関係▼電子媒体での申請）で詳細を確認のうえ、「電子媒体作成機能」をダウンロードして利用してください。

●注意

- ・ 電子媒体報告への切り換えに申請・承認は不要です。
- ・ 提出する前に必ず「電子媒体作成機能」でチェックしてください。
- ・ 右記①②においては、電子媒体で報告すると、その後は電子媒体届出校として取り扱い、予定月等に合わせた様式用紙の事前送付はされません。なお、電子媒体での報告を取りやめる場合は、予定月等の2か月前までに文書で申し出てください。

「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にかかるマイナンバーの記入漏れに注意してください

業務部 資格課

私学事業団では、マイナンバー制度（社会保障・番号制度）における「個人番号利用事務実施者」として、マイナンバーの収録を行っています。

「資格取得報告書^{DL}」及び「被扶養者認定申請書」にあるマイナンバー記入欄には、正確に記入してください。

「資格取得報告書^{DL}」提出時には、加入者となる人からマイナンバーの提供を受け、学校法人等が本人確認（マイナンバーの確認と身元（実在）の確認）をしてください。

「被扶養者認定申請書」を提出する際、被扶養者の認定を受けようとする人の本人確認は、加入者自身が行ってください。

詳細は、私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）▼資格・掛金関係▼加入者資格（取得・喪失）に関する手続き▼「資格取得報告書^{DL}」又は▼被扶養者に関する手続き▼「被扶養者認定申請書」の提出上の注意に記載している「マイナンバー記入に関する留意事項（PDF形式）」を確認してください。

なお、本事業団ではマイナンバー確認は行いませんので、マイナンバーの確認書類は添付ししないでください。

共済定期保険・積立共済年金

令和2年度前期募集（令和2年10月1日加入）

募集期間6月1日（月）～30日（火）私学事業団必着

福祉部 保健課

共済定期保険（きょうさいていき）

加入者の多様な保障ニーズに応えて、遺族年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度で、一般の生命保険に当たります。

現在、約5万名を超える加入者のスケールメリットをいかした、お手頃な保険料で加入できます。

前期募集では「家族年金コース」、「医

家族年金コース・医療保障コース 医療費支援コース

共済定期保険の個人加入コースは、「家族年金コース」（死亡保障）への加入を条件として、その他のコースも加入することができます。また、家族（配偶者・子ども）が加入できるコースもあります。加入者本人が同じコースに加入していることが条件となります。

「家族年金コース」、「医療保障コース」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金が還付されますが、「医療費支援コース」には、配当金はありません（平成30年度配当率参照）。

共済定期保険の募集資料等は、令和元年8月2日以後に新規・再資格取得し、2年4月20日現在も加入者で、共済定期保険未加入の者を対象に、個別封筒を5月中旬（「レター」春号と同時期）に単独で送付します。

個別封筒には、氏名等やおすすめプランを印字した「加入申込書」等を封入していただきますので、到着後、該当者にお渡しください。その他の加入者には、共済定期保険関係書類入り封筒（印字のない「加入申込書」等）を「レター」春号に同封していただきますので、希望者に配付していただきます。

制度内容や申し込み方法等のお問い合わせは専用フリーダイヤルを利用してください。

共済定期保険専用フリーダイヤル
0120（716）267
（平日 9時～17時15分）

学校加入コース

学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず24時間保障し、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備える制度です。共済定期保険事業「家族年金コース」と同一契約で運営しているため、保険料のスケールメリットが得られます。

学校法人等が保険料を負担し、弔慰金・死亡退職金等として死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

原則、全額損金として処理できます。1年更新で1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

10万円～300万円の10種類の中から、全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

医師等による審査はなく、加入資格（告知内容）に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

積立共済年金（つみきょう）

加入者が在職中に掛金を積み立て、

平成30年度配当率（参考）

家族年金コース
（死亡保障）

医療保障コース
（入院保障）

約50.49% 約41.57%※ 約46.75%
（参考）みなし配当率

※平成30年4月2日以降の保険料率改定によって、令和2年度契約分（2年4月1日保障開始分）の保険金支払いなどが過年度と同条件であった場合でも配当率が低下します。参考として、平成30年度の配当率を、改定後の保険料水準で再計算すると、約41.57%となります。

- 家族年金コース（死亡保障）・保険保障コース（入院保障）は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付します。
- 配当金は前年10月1日加入者に還付します（期間脱退者には配当はありません）。
- 配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払う配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は、今後変動することがありますので、記載の配当金率は将来の支払いを約束するものではありません。
- 3大疾病保障コース・医療費支援コース・長期休業補償コースには、配当金がありません。

その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取る事ができる公的年金の補完的な制度です。現在約3万名を超える人が加入しています。この制度には、「税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）」と「自由選択コース（一般生命保険料控除の対象）」の二つのコースがあり、コースごとに受給資格や受給方法が異なります。月払い掛金は2000円（2口）から10000円単位で設定できます。

また、積立金を増額するため、月払半年払の掛金払い込み方法の他に一時払（①加入時、②中途、③退職（脱退時）の取り扱いができます。

掛金の徴収は、加入申込時に指定した本人名義の金融機関の口座から、自動振替により徴収します。

「積立共済年金募集パンフレット」、「加入申込書」及び「コース加入・口数変更申込書」は、5月中旬発送予定の「レター」春号に同封し送付します。

申し込み方法

共済定期保険では、「新規加入」の申し込みのみを受け付けます（既加入者の内容変更等は後期申込期間内のみとなります）。

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

申し込みの際は、パンフレットに記

載されている加入資格（告知内容）、支給条件等を確認し、手続きしてください。

送付先

〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団 福祉部保健課貯金係

詳しく知りたい場合

共済定期保険、積立共済年金の制度を詳しく知りたい場合、学校を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに制度の説明を行います。詳細は、保健課貯金係までお問い合わせください。

管理運用の方針（基本ポートフォリオを含みます）を変更しました

資産運用部

令和元年財政検証が行われ、主務大臣により積立金基本指針の改正が告示されました。厚生年金の積立金については、積立金基本指針に適合するよう管理運用の方針（モデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオを含む）を変更し、令和2年4月1日付けで適用しました。

また、他の積立金についても同様に管理運用の方針を変更し、同日付けで適用しました。

詳しくは、私学共済ホームページ（年金資産の運用）をご覧ください。

ヘルスケアポイントの利用案内

福祉部 保健課

加入者及び被扶養者の健康づくりに役立つ「ヘルスケアポイント」をご利用ください。

●利用方法

加入者等が、「QUPiO Plus s（クピオプラス）」Web版にアクセスし、利用登録を行います。日々の体重等の記録、特定健康診査の受診及び共済業務課主催のポイント付与対象イベントの参加等によって、所定のポイントが付与されます。貯まったポイントは、さまざまな商品と交換できます。詳しくは私学共済ホームページ（福祉事業）「ヘルスケアポイント」をご覧ください。

問い合わせ先

QUPiO Plusサポート窓口
0120(818)448

●利用登録の促進

Web上で定期的に応募者の中から抽選で素敵な商品が当たるイベントを実施していきます。

登録手続きがお済みでない人は、この機会にぜひ登録手続きを行ってください。

URL

<https://www.qupioplus.jp/user/>

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

●ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）では、内容（分類）別、用紙名（あいうえお順）の2通りの方法で検索できます。また、一部のダウンロードできない用紙は、FAX請求用フォームの利用や電話でのお問い合わせ先を案内しています。

●請求専用FAXでの請求

FAX請求用フォームを利用するか、任意の用紙に①学校名 ②学校記号番号 ③郵便番号・送付先住所 ④連絡先電話番号 ⑤担当者名 ⑥用紙名（様式番号不要） ⑦必要枚数を明記し、送信してください。

なお、様式用紙等は、必要の都度、使用する枚数のみ請求してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX
札幌ガーデンパレス	011(222)6311
仙台ガーデンパレス	022(299)6296
名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
広島ガーデンパレス	082(262)1134
福岡ガーデンパレス	092(713)3581
広報相談センター相談班	03(3813)1081

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

令和2年度の特定健康診査及び特定保健指導を下表のスケジュールのとおり実施します。

私学事業団から、6月下旬に案内書（実施要領等）・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

●加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する、健康診断の結果を活用します。健康診断の際に、特定健康診査の検査項目について受診漏れがないようお願いします。

また、「標準的な質問票□」のうち、回答必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

●被扶養者の特定健康診査

特定健康診査の対象となる被扶養者には「案内書（被扶養者向け）」と受診券を学校法人等に送付します。確実に被扶養者に受診券が届くよう、加入者に配付してください。

●提出方法のお願い

健診結果データは、私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導のフォーマットを使用した紙又は電子

データでの提出にご協力ください。

なお、データの処理を速やかに行うため、電子データについては、「健診結果XLM・CSVデータチェック機能」でチェックをしてから、提出してください。

●健診結果データの提出期限

- ① 2年9月末日まで
- ② 2年10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限は、3年1月29日です。
- ③ 3年2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限は、3年5月31日です。

特定保健指導を円滑に実施するため、健診結果は、整った分順次提出してください（対象者全員分をまとめる必要はありません）。

●加入者の健康維持のために、特定健康診査の実施率向上にご協力ください

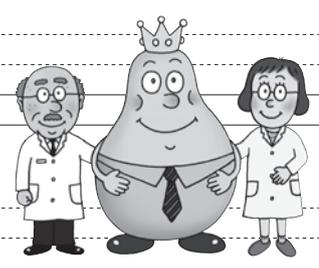
医療費適正化を図る観点から、国は全保険者の実施率の公表を始め、後期高齢者支援金の加算・減算制度も厳しさを増しています。本事業団においても、平成30年度実施分から学校ごとの実施率を算出し、上位校を公表しています（本誌13頁参照）。

加入者の健康維持のため、学校訪問型保健指導の利用などさらなる実施率向上にご協力をお願いします。

なお、特定健康診査の受診や特定保健指導の利用・終了はヘルスケアポインツの付与対象にもなりません。

表 2年度スケジュール

年度	私学事業団		加入者・学校法人等	
	特定健康診査		特定保健指導	
令和2年	6月下旬に発送 ・案内書（実施要領等） ・対象者リスト ・被扶養者の受診券 （有効期限：3年3月31日）		学校法人等へ依頼 定期健康診断結果データの提出 案内書（被扶養者向け）の配付	
6月			加入者経由で被扶養者へ依頼 受診券の利用による健診結果 データの提出（支払基金経由）	
7月	2年度分健診結果データの システム登録開始			
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券 〔有効期限：3年7月31日〕を同封		特定保健指導 利用開始	
9月			①学校法人等からの健診結果データ 提出期限（1回目）	
10月			（順次）	
11月	国へ令和元年度分特定健診等実績報告			
12月			②学校法人等からの健診結果データ 提出期限（2回目…10月以降に定期 健康診断を実施する学校法人等）	
令和3年			〔受診券の有効期限：3年3月31日〕	
1月			<次年度>	
2月			③学校法人等からの健診結果データ 提出期限（3回目…2～3月に定期 健康診断を実施する学校法人等）	
3月				
4月				
5月				
6月				
7月			〔利用券の有効期限 ：3年7月31日〕	



学校法人等代表者向けの 私学健康経営支援サイトをご活用ください

福祉部 保健課

医療保険者に義務付けられたデータヘルス計画策定においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること（コラボヘルス）が求められています。

そのため、私学事業団においても、第二期データヘルス計画（平成30年度（令和5年度）に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内の学校法人等代表者向けの特定健康診査等のページをリニューアルしました。教職員の健康情報をより分かりやすく提供しています。また、加入者にかかる平成30年度特定健康診査実施分の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

●閲覧場所

私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼私学健康経営支援サイト

●利用方法

令和元年6月までに私学共済の適用になった学校は、すでに送付済みのログインID・パスワードを使用しアク

セスしてください。ログインID・パスワードが不明の場合は、保健課健康管理体系にお問い合わせください。
なお、令和元年6月以降に新たに適用となった学校には、2年7月にログインID・パスワードをお知らせする予定です。

●掲載内容

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ リスク分布図（肥満・血圧・脂質・血糖・肝機能）
- ④ 学校訪問型特定保健指導
- ⑤ 健康情報



（ログイン画面イメージ）

私学共済ホームページの ログインページのご案内

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページには、事務担当者用と加入者用のログインページがありますので、ご利用ください。

私学共済ホームページのURL
<https://www.shigakukyosai.jp/>



事務担当者用ページの掲載内容

共済業務スケジュール

事務担当者用の手続きに関するスケジュールと概要及びQ&A等

事務担当者の基礎知識

標準処理期間、新しく加入者になる皆さんへ、退職される皆さんへ

資格関係

電子媒体での申請や学校法人等において発行する療養資格証明書等

年金関係

老齢・退職の年金の請求案内等

福祉事業関係

特定健康診査・特定保健指導に関する情報、私学健康経営支援サイト等

私学共済制度の刊行物

事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキスト等
※ユーザー名、パスワードは本誌14頁を参照してください。

加入者用ページの掲載内容

私学共済制度の概要等

資格取得からの手続きフロー、新規加入者向けリーフレット、退職者向けリーフレット等

私学共済制度の刊行物

加入者向け広報「レター」、私学共済ブック等

福祉事業のご案内

契約施設検索、メンタルヘルス等相談サービス、各種割引事業、郵送検診等

※ユーザー名、パスワードは、加入者向け広報「レター」又は『私学共済ブック（保健・宿泊編）』を参照してください。

事務担当者用ページ・加入者用ページのログイン方法

— 利用別メニュー —

事務担当者用

ログイン

> ログイン方法はこちら

加入者用

ログイン

> ログイン方法はこちら

私学共済ホームページ（トップページ）右側にある利用別メニュー内の事務担当者用及び加入者用の「ログイン」ボタンをクリック

↓

ユーザー名とパスワードを入力してログイン

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは5月25日(月)【必着】です。
貯金関係の書類の送付先は、下記のとおりです。誤り
のないよう注意してください。

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧
表を、5月15日(金)に学校法人等宛てに送付します。
該当する加入者に配付してください。

※対象となる加入者は、4月1日現在加入者期間が通算
して25年、30年、35年、40年、45年等の節目に当たる
人です。 【福祉部 保健課】

令和元年度 特定健康診査にかかる
健診結果データの提出期限

令和元年度分の健診結果の最終提出期限は、5月29
日(金)【必着】です。この期限を過ぎると、健康情報
冊子「QUPiO Plus(クピオプラス)」を送付できません。

提出いただいた健診結果に基づき、健康の保持に努め
る必要がある加入者には、「特定保健指導利用券」を送
付します。この利用券を使用することで、管理栄養士や
保健師による特定保健指導を無料で受けられ、健康増進
を図ることができます。

また、国が定めた特定健康診査及び特定保健指導の実
施率の目標を達成することで、後期高齢者支援金の負担
が抑えられ、短期給付分掛金率の上昇の抑制につながり
ますので、必ず提出するようご協力をお願いします。

【福祉部 保健課】

「私学共済ブック 2020・2021」〔保健・宿泊
編〕、「レター」春号等を発送します

5月中旬に、標記の広報刊行物を学校法人等宛てに送
付します。送付部数は、4月末現在の加入者数です(後
期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。

【広報相談センター 広報班】

子ども・子育て拠出金率が改定されました

令和2年4月分(5月末納期限)から、子ども・子育て
で拠出金率が改定されました。

0.34% → 0.36% (0.02ポイント引き上げ)

【業務部 掛金課】

貸付けの申し込み締切日に
ご注意ください

6月22日(月)送金分は5月29日(金)が申込締め
切り日です。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・祝
日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

私学共済ホームページ 加入者用ページの
パスワードを6月から変更します

私学共済ホームページ内にある、加入者用ページにロ
グインする際のパスワードを6月1日から変更します。
加入者の皆さんへは、「私学共済ブック 2020・2021」〔保健
・宿泊編〕及び加入者向広報「共済だより レター」春
号でお知らせします。 【広報相談センター 広報班】

5月の共済業務スケジュール

6日(水)	貸付	4月分定期償還期限
7日(木)	貸付	送金
8日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(金)	貸付	6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金	送金
22日(金)	貸付	送金
25日(月)	貯金	前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金	脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等	4月分掛金口座振替(自振校のみ)
	貸付	5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付	6月22日送金申し込み締め切り

6月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等	4月分納期限
	積立共済年金・共済定期保険	前期加入申し込み開始
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	5月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限(必着)
15日(月)	貸付	7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

人事異動

職員の()内は前職

◆役員

理事

令和2年3月30日付

退任 吉田和文

令和2年3月31日付

退任 酒井 薫

令和2年4月1日付

新任 舟橋 徹

新任 小松 弘和

非常勤理事

令和2年4月1日付

再任 川並 弘純

◆本部職員

令和2年4月1日付

審議役 北村博史

(人事課長)

数理統計室長 松澤秀彦

(資産運用部長)

資産運用部長 田代雅之

(運用第一課長)

年金部長 大須賀哲也

(企画室参事(年金企画))

福祉部長 井戸清隆

(文部科学省(国立大学法人お茶の水女子大学副学長・事務局長))

助成部次長(私学経営情報センター次長併任)

野田文克

(私学経営情報センター次長)

企画室参事(年金企画)

神山伸一

(企画室主幹(年金企画))

人事課長 貴家浩之

(総務部参事(労務担当))

総務部参事(総務担当)

山村和生

(人事課課長補佐)

監査室参事 椋野達男

(年金第一課長)

契約課長 越川直子

(契約課課長補佐)

システム管理室参事(企画・運用統括)

小川泰正

(システム管理室参事(共済システム))

システム管理室参事(システム統括)

浅野佳朗

(システム管理室主幹(共済システム))

システム管理室参事(助成システム)

家坂友幸

(経営支援室長)

経営支援室長 南浩司

(文部科学省出向)

私学経営情報センター参事(経営支援担当)

飯田公七

(システム管理室参事(助成システム))

修学支援課長 尾崎好江

(企画室参事(修学支援))

運用第一課長 野口正治

(契約課長)

運用第二課長 村上秀行

(総務課課長補佐)

資格課長 岩瀬俊彦

(総務課課長補佐)

掛金課長 柏木孝之

(相談班長)

年金第一課長 斎藤 敏

(短期給付課課長補佐)

管理課長 小野 修

(管理課課長補佐)

営繕班長 飯田吉宣

(愛知会館館長)

広報班長 浅原直実

(運用第二課長)

相談班長 平石志津子

(相談班主幹)

◆会館

令和2年4月1日付

湯島会館館長 陣場 章

(管理課長)

愛知会館館長 北原洋一

(資格課長)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査の第1回目提出について 締め切りを延長します

■令和2年6月30日(火)提出締め切り(学生数調査等)
(調査対象:大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人)

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症拡大予防対策等の影響により、第1回目の提出期限を延長します。

※【 】は調査票区分を表しています。

①学校法人の概要【010、020、040、045、050、060】

②役員数・役員個人票【075】

③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】

④入学試験区分別入学志願者等学生数(大学等)

【111、112、113、114、117、118、119、121】

⑤編入学及び通信教育にかかる学生等数【115、120】

⑥学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金

(高等学校～各種学校)【130】

⑦教員・職員数【210】

⑧教員数(大学院担当等)・職員内訳

【211、212、213、214】

⑨大学等専任教職員個人票(大学等)

【220、230、240、250】

調査内容について詳しくは、『令和2年度学校法人基礎調査票e-マネージャ「操作マニュアル・入力要領」』をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内



加入者の予約は公式ホームページ
予約が断然お得です！

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 仙台カーテンパレス

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
JR「仙台」駅東口から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅北1出口から徒歩1分
<https://www.hotelgip-sendai.com/>

ゆったり24時間ステイプラン

当日の13時から翌日の13時まで、ゆったり24時間のロングステイ
ができるプランです。

1泊朝食付
スタンダードツイン(2名1室/1名様) **13,400円~**
取扱期間：通年



スタンダードツインルーム

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111(代表) 地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車、徒歩約8分
<https://www.hotelgip-kyoto.com/>

往復送迎付 貴船川床夕涼みプラン

全国的にも稀な川面のすぐ上に用意された床で、旬を迎えた鱧や
鮎を使った旬の食材の京会席を堪能してください。

貴船での夕食+1泊朝食付
スタンダードツイン(2名1室/1名様) **18,200円**

取扱期間：9月26日(土)まで
【行程】17時50分ホテル出発→貴船で夕食→21時ごろ帰館
※2名からの予約となります。
※雨天、川の増水時などは現地施設の屋内での夕食となります。



貴船川床(イメージ)

融資事業のご案内

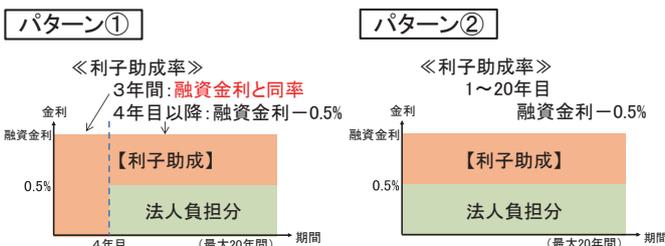
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和2年4月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.70	年% 0.50	年% 0.32	年% 0.407
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.60	0.42	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.32	(5.5年以内) 0.306

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp